

大阪屋外倉庫新築工事の  
競争参加資格（予定）について

大阪屋外倉庫新築工事は、次に掲げる 工事範囲とし、下記の競争参加資格とすることを予定しています。

○PCB廃棄物処理施設の屋外倉庫1棟の建築工事（鉄骨造平屋、延床面積：約280m<sup>2</sup>、PHC杭：杭長約50m）、建築電気設備工事、建築機械設備工事、排気処理設備工事（活性炭処理装置等）。

記

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加申請書」という。）の提出期限において、次に掲げる条件を全て満たしている企業（以下「有資格者」という。）であること。

1. 日本環境安全事業株式会社工事等請負業者選定要領（平成16年日本環境安全事業株式会社達第13号）第2条第1項各号の規定に該当しない者であること。
2. 日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から「平成19・20年度（平成21・22年度有効）一般競争（指名競争）参加資格」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続申立がなされている者については、手続開始の決定後、JESCOが別に定める手続に基づく再認定を受けていること。）。又はJESCOに競争参加資格の申請をしている者で認定を受けることができる者。
3. 平成20年4月1日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値を取得していて「建築一式」の総合評価値（P）が 1,000点以上である者であること。

4. 当該経営事項審査による経営事項審査結果通知書の合計「完成工事高」に占める「建築一式」の完成工事高が50%以上である者であること。
5. 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き申立がなされている者（上記2の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
6. 競争参加申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、JESCOから、日本環境安全事業株式会社指名停止措置要領（平成16年日本環境安全事業株式会社達第14号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
7. 「建築工事」に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。ただし、発注工事と類似の工事について相当な施工実績を有しており、円滑かつ確実な施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これと同等として取り扱うことができるものとする。
8. 当該工事に係る設計業務の請負者等又は当該請負者等と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
9. 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - (イ) 1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
  - (ロ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。